

総局理事選任を選考制に変更

公職選挙法違反、総局の規定違反、総局再編問題など、本来は自伝の中に纏めて書く予定でしたが、ブログで取り上げた三重県の問題や、公益財団の認定など緊急を要する事が発生致しましたので、別の項目として触れてまいります。

平成19年1月、西坂東部総局長から東部総局の代議員の皆さんへ「緊急連絡」として送付された文章に、意識的とも思える重大な過誤がありますので、ここに詳細に説明する事と致しましょう。

即ち、(緊急連絡文書に…)

1. 役員任期満了に伴う改選の件につき、事前公示内容と違う案件が生じた。
2. 総局理事会として昨年10月、理事改選については「選考制」を執るとの決議をした。
3. 然し乍ら、常務理事会により「役員を選任については選挙制度を採用しなければならない」との決議がなされた。
4. この結果、代議員総会における役員改選選挙は局長・監事のみとし、およそ2ヵ月後に臨時代議員総会を開催し、理事改選選挙を実施する。

…と、常務理事会が選挙を行わなければならない、と決定したから今回行う予定であった「選考制」が出来なくなったとのニュアンスで書かれています。又、役員を選任が選挙になった理由が自分たちの過ちと責任であることには全く触れておりません。

1. 総局は当然のことながら、公益法人の下部組織として「寄附行為」「各種規約」に沿って運営・執行する義務があります。その規定に反する行為を総局が行っていた為、その是正を澤野弁護士から求められたものであります。
2. 昨年10月の総局理事会の決定を聞き、資格審議委員長として、早速東部総局事務局に出向き、規定に反する選考制は出来ないことを口頭にて警告致しました。
3. 11月、再度事務局にて金岡事務局長に申し入れ。同時に総局名誉理事会の開催を榎岡・斎野・篠田の3者の連名にて文書で提出・要求しました。然し局長に渡した文書は総局の理事に渡らず、名誉理事会開催要求も無視されたのです。
4. そこで、後に述べる本部規定により、12月の総局理事会に斎野専務と私が

- 出席し、規定無視の選考制は認められないと口頭と文書で理事・監事諸氏に説明したのですが、我々が退席した後も、一切の議論がなかったとのこと。
5. 1月、連盟顧問弁護士の澤野先生に相談。規定違反の選出は無効、及び常務理事会で議論し、指導しなさいとのことをお言葉を戴き、資格審議委員長の責務として提案したものであります。
6. 1月22日の常務理事会の翌日、資格審議委員長名の公式文書にて、選考制による理事選出は規定に反する。資格審議委員会としては「懲戒規定」通り、最高責任者である局長と、理事会の業務を監査しなければならない立場の監事長に対し、規定により告発する旨を通告しました。(後掲資料参考)

以上が、この選考制に関する「総局と本部」との問題点の真相であります。執行部自らの過失を、常務理事会に転嫁させるなどあってはならない事です。私が12月の総局理事会に出席して説明した後、理事会が内容を再度検討し、過ちを改めれば、2月の代議員会までに選挙の準備は出来た筈でありました。当然、代議員の皆さんも約2ヵ月後、再度集まって戴く必要も無い筈でした。局長としての責任を明らかにしなければならない問題でありました。

12月7日の臨時理事会の議事録が送られて参り、立候補者の中に余りにも現実と乖離している内容の発言があり、その酷さ・無知には私も驚きました。

本部との繋がりを改善させなければならない、と口を合わせて言っていますが、内容はどうでありましょう。「JBDF本部はカウンセルであるべきと考える」つまり、言いたい事は、昔の「日競連時代」に逆戻りせよ、と言うことなのでしょう。競技会は全て総局が行い、本部は公益事業だけすれば良いなどと、本当に思っているのでしょうか。(総局は興行団体に成り下がるのですか)

連盟は現在、重大な危機に面しています。公益財団に改革べき時なのです。

財団として生き残る為にも、外部から見て「正常な公益法人」と認められる組織改革を行わなければならない時期なのに、総局の利益という狭い視野からの発言のみに終わっています。(現在の国の省庁の権益と似ていませんか)

本来、財団法人は、統一組織、統一決算が通常の形態です。例えば、会社の様に、本社の下に支社があり、その下に営業所等がある如く、本部、総局、支局は昔の「日競連」の様に、単独の組織が便宜上集まったものとは異なります。

現在まで総局が開催していた「全日本級・国際級」の競技会を連盟の主催にする事は私も正しいと思います。但し、その主管とそれに伴う総局の収入減をどうするかは、本部と互いに納得する迄、話し合いをする必要があります。

今回の事件と言い、役員之余りにも「組織」に対する常識の無さを憂います。

旧ダンス競技連盟の形態に戻るのであれば、当然、公益法人は放棄しなければなりません。と言うよりも「一般財団」の形態になるであります。

次に、本部と総局、総局と支局間の意志の疎通が良くないと私も思います。何故でしょう。常務理事会には西坂局長も常務理事として出席しています。総局に帰ってから不平ばかり言っていると聞きますが、常務理事会で発言せず、総局理事会へも正しい報告がなされていないのでは、との疑問が持たれます。

私も30年間もの間、理事として総局の仕事をしてきました。東部総局が連盟の核となり、日本のダンス界をリードして行かねばならないと考えます。

しかし、一番重要なことは、日本のダンス界を如何に発展させるか、ということにあるのではないのでしょうか。公益財団を失ってもよいならば構いません。

その為に、国に認められた「連盟」を中心に、各総局や支局が力を合わせ、ダンスの普及の為に各種の事業…普及活動や競技会など…を行う筈のものです。

さて、カウンスル(Council)は協議会・審議会。即ち協議するための合議制の機関のことです。(まさかカウンスル Counsel 助言、勧告ではないですよ！)

現在の連盟は正に民主的に選出された理事会の下、全国を統括する組織です。それを、東部総局が自分たちの「縄張り」を守る為に、又は「自分達の地位」を望むために、常務理事会を非難するとしたら、私は間違っていると思います。

総局の再編も同様ですが、ここでは取り上げないでおきましょう。

総局理事選任について

本部規定 (総局及びその他の地方組織に関する規定)

第5条 (第3項) 「総局役員の選挙 ^注及び 選任規定については、総局規定

の定めるところによる」 注.「及び」とは、名詞相互をつなぎ一括して言及する意を表す。ならびに。かつ。…も同じ。(広辞苑)

東部総局規定

第14条 本総局役員の内、局長、理事、監事は、別に定める選挙規定により代議員会において会員の中から選出する。

以上、「選挙規定により選出する」と、役員選挙を行う事を前提としていることは明瞭である。蛇足ながら…「選挙規定」とは、選挙権、被選挙権を始め、立候補届出方法、締切日、公示期日、当日の選挙の方法など…を規定化されるもので、選挙を行うか、行わないかを決められるものではない。(本部の選挙及び選任規定も同じ。)